

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 東海・東南海・南海・日向灘の4連動地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した対策を早急に推進するため、法律の整備と信頼できる被害想定を策定し、著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。また、新たな被害想定に基づいた地方自治体の防災対策に、十分な財政措置を講じること。
- (2) 津波の浸水予測を含む地震被害想定調査研究を積極的に進めるとともに、地域防災計画の見直し及び被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、地方自治体における防災対策に対して積極的な支援を行うこと。また、見直しにより新たに必要となった防災対策に十分な財政措置を講じること。
- (3) 市民の安心・安全を確保するため、津波避難タワー等避難施設、避難路・海拔表示板などの津波対策施設及び防災拠点施設への財政措置等を講じるとともに、防災拠点施設への新・省エネルギー機器の導入のための財政措置を講じること。
また、津波避難タワー等の津波浸水高等に応じた設計指針を作成し、公表すること。
さらに、臨海工業地域の民有護岸等について、老朽化した護岸の耐震・津波防護機能を確保するため、公的支援等を講じること。
- (4) 社会教育施設や地域コミュニティ施設、庁舎等の公共施設等の耐震化等の防災機能強化について、財政措置を拡充すること。
- (5) 住宅家屋等の耐震診断率向上に向けた実効性のある取組みを進めるとともに、耐震診断及び耐震改修に対する財政措置の拡充を図ること。
- (6) 東日本大震災における津波災害を教訓として、津波、越波、波浪災害に対応した各種施設の強化に加え、津波がその施設を超えた場合でも効果が粘り強く発揮できる海岸・港湾整備を促進するとともに、津波の浸水後における緊急輸送道路の確保や強制排水設備の整備等の津波対策を推進すること。特に都道府県を跨ぐ整備箇所については、国が調整等を行い、一体的な整備を促進すること。

(7) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、液状化被害を受けた住宅の修繕に対し支援措置を講じること。

また、臨海部における液状化対策を推進するとともに、公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。

(8) 東日本大震災を教訓に首都圏特有の被害状況の分析を行い、総合的な対策を講じること。

また、地震災害等が発生した場合の首都機能のバックアップについて具体化に向けた検討の推進と、検討結果の速やかな実施を図ること。

2. 防災対策の充実強化について

(1) 大規模災害などの緊急時において、指揮命令系統及び役割分担が適正かつ迅速に機能する仕組みや、支援等の迅速化を図るため、支援自治体における費用負担や役割などの広域的な被災地支援の枠組みを早期に構築するとともに、全国規模で広域的かつ機動的に対応できる体制を国の責任において整備すること。

(2) 避難者情報の他市町村との共有について、全国避難者情報システムや国民保護法に基づく安否情報システムにL G W A Nを活用し、住民基本台帳ネットワーク情報を基とした全国統一の電算システムを国の責任において構築すること。

(3) 災害情報収集や伝送・伝達、応急復旧支援の役割を担う市町村防災行政無線システムについて、地域の実情に応じ、デジタル化等が円滑に行えるようにするとともに財政措置を拡充すること。また、防災行政無線に係る電波利用料については減免すること。

(4) 衛星携帯電話等の通信網を行政と地域間で無料で通信できるようにするとともに、防災行政用無線の屋外拡声子局の増設、コミュニティFM放送局のインフラ整備等の情報伝達事業に対する財政措置を拡充すること。

また、国・地方の情報共有の充実を図るとともに、新たに全ての住民に対して機能する一元的な情報伝達システム等の開発を行うこと。

(5) 地域の防災力を強化するため、災害時に必要なマンパワーの充実、危機管理部門の強化を図る人材や防災リーダー育成支援、防災訓練実施、ハザードマップ作成及び防災教育等のソフト事業に対して財政措置を講じるとともに、適切な支援を行うこと。

(6) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材の購入及び備蓄倉庫の整備に要する経費について、必要な財政措置を講じること。

- (7) 富士山火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流などの更なる分析、避難の実際的運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方などの調査・研究、防災対策についての検討を継続すること。また、東海地震と同様、火山情報に応じた高速自動車国道活用の防災体制や避難路・輸送路対策の整備を早急に行うこと。
- (8) 帰宅困難者への対策として、休憩場所の確保や事業所の社会的責務を明確化し、広域的な視点で帰宅困難者が混乱なく安全に帰宅できる手順等を制定・周知するとともに、財政措置を拡充すること。
- (9) 災害発生時に速やかに供給でき、また、災害後の地域の雇用確保という側面からも、地域材を活用した地元の製材所、工務店等による、木造の応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための体制づくりを行うこと。

3. 5月6日発生の竜巻被害に対する万全の支援について

- (1) 被災者等の生活再建に向けて、被災者生活再建支援制度による支援以降も十分な支援を行うこと。また、生活の場である住宅の再建に向けて、住宅の被害認定基準運用指針及び災害救助法に基づく住宅応急修理制度の実態に合わせた改正と、住宅貸付金制度の利子等の特例を認めること。
- (2) 地元商店街や中小企業等の再生に向けて、東日本大震災に準じて、中小企業グループ施設等復旧整備補助事業の適用、長期間の低利融資や保証料の負担軽減、保証枠の拡大等の拡充を行い、合わせて地域商業再生事業、中小企業活力向上事業等を拡充すること。また、農地の再生や農作物被害に対する財政支援措置を講じること。
- (3) 所有者不明の被災建築物の解体撤去等が行えるよう法整備を行うとともに、被災者の依頼による被災建築物の撤去・解体や、被害を受けた地域集会所等のコミュニティ施設の修繕、建て替えに対する財政支援を講じること。また、竜巻に由来するがれき処理に対する財政支援措置を講じること。
- (4) 竜巻等の突風の監視・予測技術の高度化、予想情報の公表、住民の避難手段等について必要な措置を講じるとともに、関係機関が連携し竜巻被害の調査・分析を実施し、災害対応モデルの高度化を図ること。

4. 国による財政支援措置の充実強化について

- (1) 災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態等に応じた減免の適用、

償還期限の延長等、弾力的な取扱いができるようにすること。

(2) 被災者生活再建支援法について、自然災害における住家の被害認定基準を災害の被害の実態に見合うよう、被害認定基準等に係る指針を見直すとともに、浸水被害を支援の対象に加えるほか、財政措置を拡充すること。

(3) 市町村が取り組む防災対策事業及び復旧復興事業について、補助率の引上げ、対象事業の拡大、特別交付税による全額措置を行うなど、財政措置を拡充すること。

また、緊急防災・減災事業債の予算枠の増額等を図ること。

(4) 豪雨及び豪雪等自然災害において、復旧に必要な費用として市町村が負担した単独支出分に対して、全額特別交付税により確実に措置すること。

(5) 被災証明書及び被災証明書の発行については、標準化を図り、迅速な発行が可能となるようにすること。

(6) 東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。

5. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 消防救急無線のデジタル化に対する財政措置を拡充するとともに、消防団の通信施設等に対し、財政措置を講じること。

また、高速道路等の長大なトンネルに設けられた消防救急無線設備のデジタル化を道路管理者等が行うよう必要な措置を講じること。

(2) 消防施設、車両、通信機器等の整備による常備消防・非常備消防の機能強化、消防広域化に対する財政措置を拡充すること。

また、消防団員の確保に対する支援及び消防団の体制強化に向けた消防自動車更新事業等の財政措置を拡充すること。

(3) 過疎地域においては、限られた救急体制を有効活用するため、救急隊2名体制での運用が可能となるよう制度を改正すること。